

平成30年
第6回那須塩原市教育委員会
定例会 会議録

那須塩原市教育委員会

〔○期日：平成30年5月31日（木）
○会場：本庁舎3F304会議室〕

那須塩原市教育委員会定例会

1 期日

- 平成30年5月31日(木)
 - ・開会：午後 3時00分
 - ・閉会：午後 4時50分

2 会場

- 本庁舎 3F 304会議室

3 出席委員

- 教育長 大宮司 敏夫
- 委員 大澤 真弓
- 委員 臼井 祥朗
- 委員 田村 伸之

※前回会議録署名委員

- ・臼井 祥朗 委員
- ・田村 伸之 委員

4 説明のため出席した事務局職員

- 教育部長 小泉 聖一
- 教育総務課長 平井 克巳
- 学校教育課長 小泉 秀夫
- 生涯学習課長 室井 勉
- スポーツ振興課長 織田 康

5 事務局職員

- 教育総務課長補佐 北村 議徳
- 教育総務課総務係長 菊地 直路
- 教育総務課学校整備推進室技師 澁井 尚也

6 傍聴人

- なし

7 教育長報告

- 非公開

8 付議事件

- 議案第1号 平成30年度6月補正予算（教育費関連）の概要について
(教育部) …可決
- 議案第2号 那須塩原市学校給食共同調理場運営審議会委員の委嘱について
(教育総務課) …可決
- 議案第3号 那須塩原市教育支援委員会委員及び専門部員の委嘱について
(学校教育課) …可決
- 議案第4号 那須塩原市教育支援委員会への諮問について (学校教育課) …可決
- 議案第5号 那須塩原市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について
(学校教育課) …可決
- 議案第6号 那須塩原市いじめ問題対策委員会への諮問について
(学校教育課) …可決
- 議案第7号 那須塩原市公民館運営審議会委員の委嘱について
(生涯学習課) …可決
- 議案第8号 那須塩原市青少年センター運営協議会委員の委嘱について
(生涯学習課) …可決
- 議案第9号 那須塩原市体育施設条例の一部改正について
(スポーツ振興課) …可決

- 報告第1号 那須塩原市青少年健全育成協議会委員の任命について (生涯学習課)
- 報告第2号 区域外就学及び指定校変更について (学校教育課)
- 報告第3号 平成30年度準要保護児童生徒の認定について (学校教育課)

■会議録

1 開会

- 午後3時00分、大宮司教育長が平成30年第6回那須塩原市教育委員会定例会の開会を宣言する。

それでは、平成30年第6回那須塩原市教育委員会定例会を開会したいと思います。
次第に従いまして進めさせていただきます。

2 教育長挨拶

○大宮司教育長

教育委員の皆様方におかれましては、今朝はお忙しい中、市内小学校の親善球技大会に御出席をいただき誠にありがとうございました。一時、強い雨が降りましたが、各会場にて競技が進められているところでございます。

また、今月は、19日に多くの中学校で体育祭が、26日には多くの小学校で運動会が開催されました。中学校の開催日は、風が強い日でございます、風でテントが飛ばされて怪我をしたというニュースが流れており、大変な学校もあったようですが、本市の学校では幸いにも大きな事故がありませんでした。

小学校につきましては、昨年度は雨にたたられた中で開催した学校があった一方で、一日順延した学校もあり、保護者の対応が大変でしたが、今年度は天気に恵まれ無事に実施することができました。

明日からは6月となり、梅雨時期に入りますが、豊浦小学校については、今週の土曜日に運動会を実施します。天気予報によると晴れになりそうなので、良かったと思います。豊浦小といえば、ソフトボールチームの豊浦フェアリーズが大変強いわけですが、試合スケジュールとの調整があり、6月に運動会を実施することに決めたと聞いております。

運動会や試合など、子どもたちが活躍できる場面がいろいろと作られることは、大変素晴らしいことであると思っております。

新聞等で報道されたとおり、日本遺産の認定という大変嬉しいニュースがありました。今回は2回目のチャレンジとなりましたが、担当課の生涯学習課の課長以下担当職員が苦勞した成果が実りました。これを契機として、那須野が原の歴史を内外に広めていくとともに、観光振興の活用にも繋げてまいりたいと考えております。

明日から6月議会が開会となり、いろいろな会議等が続きますが、委員の皆様方におかれましては、御協力よろしくお願いいたします。

3 会議録の承認

- 大宮司教育長が前回会議録の承認を求めたところ、内容に異議なく臼井委員及び田

村委員が指名され、会議録に署名を行った。

4 教育長報告

○大宮司教育長

次に、4の「教育長報告」でございます。ここで皆さんにお諮りいたします。教育長報告につきましては、特定の個人に関する情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、非公開といたしたいと思っております。なお、非公開とする際は、出席委員の3分の2以上による議決が必要となりますが、非公開とすることに御異議ございませんでしょうか。

○委員全員

異議ありません。

○大宮司教育長

それでは、全会一致でございますので、教育長報告は非公開とさせていただきます。

(省略～非公開)

(教育長報告終了)

5 付議事件

＜議案第1号について＞

○大宮司教育長

それでは、5の「付議事件」に入ります。

はじめに議案第1号「平成30年度6月補正予算（教育費関連）の概要について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、教育部長。

○教育部長

【提案理由】

平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（6月補正）を那須塩原市議会定例会（6月議会）に上程するに当たり、教育予算について教育委員会の意見を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

はい、田村委員どうぞ。

○田村委員

東小屋運動場の返還に関する説明の中で、フェンスを設置する旨の話がありましたが、土地の所有者ではなく、市で設置するということでしょうか。

○教育部長

今でもフェンスはあるのですが、返還の条件の話し合いの中で、所々切れている箇所があるので、市において周りを全部ふさぐということになりました。

○田村委員

そのフェンスは、市が設置したものではなく、所有者が設置したものなのか。

○教育部長

市が設置したフェンスです。話し合いの中で、周りをふさぐために追加で設置することになったものです。

○田村委員

分かりました。

○大宮司教育長

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。
いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、議案第1号「平成30年度6月補正予算（教育費関連）の概要について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第2号について>

○大宮司教育長

次に、議案第2号「那須塩原市学校給食共同調理場運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

【提案理由】

那須塩原市学校給食共同調理場運営審議会規則第3条の規定に基づき、平成30年

度の委員を委嘱するため、議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、議案第２号「那須塩原市学校給食共同調理場運営審議会委員の委嘱について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第３号について>

○大宮司教育長

次に、議案第３号「那須塩原市教育支援委員会委員及び専門部員の委嘱について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【提案理由】

那須塩原市教育支援委員会規則の規定に基づき、教育支援委員会委員及び専門部員を委嘱するため、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、議案第３号「那須塩原市教育支援委員会委員及び専門部員の委嘱について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

＜議案第４号について＞

○大宮司教育長

次に、議案第４号「那須塩原市教育支援委員会への諮問について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【提案理由】

那須塩原市教育支援委員会規則第２条の規定に基づき、同委員会に諮問するため、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、議案第４号「那須塩原市教育支援委員会への諮問について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

＜議案第５号について＞

○大宮司教育長

次に、議案第５号「那須塩原市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【提案理由】

那須塩原市いじめ問題対策委員会条例の規定に基づき、委員を委嘱するため、教育

委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、議案第5号「那須塩原市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第6号について>

○大宮司教育長

次に、議案第6号「那須塩原市いじめ問題対策委員会への諮問について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【提案理由】

那須塩原市いじめ防止基本方針及びいじめ防止等の対策について、那須塩原市いじめ問題対策委員会に諮問するため、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、議案第6号「那須塩原市いじめ問題対策委員会への諮問について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

＜議案第7号について＞

○大宮司教育長

次に、議案第7号「那須塩原市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題いたします。事務局から説明をさせます。

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

【提案理由】

那須塩原市公民館条例第7条の規定に基づき、公民館運営審議会の委員を委嘱するため、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、議案第7号「那須塩原市公民館運営審議会委員の委嘱について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

＜議案第8号について＞

○大宮司教育長

次に、議案第8号「那須塩原市青少年センター運営協議会委員の委嘱について」を議題いたします。事務局から説明をさせます。

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

【提案理由】

那須塩原市青少年センター条例施行規則第5条の規定に基づき、運営協議会の委員

を委嘱するため、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、議案第8号「那須塩原市青少年センター運営協議会委員の委嘱について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第9号について>

○大宮司教育長

次に、議案第9号「那須塩原市体育施設条例の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長

【提案理由】

東小屋運動場の廃止、改修工事が完了した那須塩原市くろいそ運動場野球場の供用開始に伴い、那須塩原市体育施設条例の一部改正を行うもので、教育委員会に意見を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、議案第9号「那須塩原市体育施設条例の一部改正について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

<報告第1号について>

○大宮司教育長

次に、報告に入ります。報告第1号「那須塩原市青少年健全育成協議会委員の任命について」、事務局から説明をさせます。

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

【報告理由】

那須塩原市青少年健全育成協議会条例第3条及び同条例施行規則第2条の規定に基づき、協議会の委員を任命するため報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

○委員全員

はい。

<報告第2号及び報告第3号について>

次に、報告第2号「区域外就学及び指定校変更について」及び報告第3号「平成30年度準要保護児童生徒の認定について」、一括して事務局説から説明をさせます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【報告理由（報告第2号）】

申請のあった区域外就学及び指定校変更について、審査結果を教育委員会に報告する。

【報告理由（報告第2号）】

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者からありました準要保護認定の申請について、内容を審査した結果、準要保護者に認定することに決定したので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局の説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

○委員全員

はい。

○大宮司教育長

本日予定しておりました付議事件については、全て終了いたしました。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会といたします。